

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱

(平成30年9月1日制定)

改正：H30.11.1、R2.8.1、R3.4.1、R5.8.1、R6.11.1、R7.4.1

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
 - 第2章 納入業者の登録等（第4条―第9条）
 - 第3章 食材の登録等（第10条―第13条）
 - 第4章 契約及び調達（第14条―第19条）
 - 第5章 食材事故等の措置（第20条―第22条）
 - 第6章 食材の衛生管理（第23条・第24条）
 - 第7章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸市学校給食会（以下「給食会」という。）が調達する神戸市学校給食用食材（以下「食材」という。）の調達及び業者の選定並びに食材の検査等の衛生管理に関し、必要な事項を定め、もって安全で良質な食材を廉価にかつ安定的に調達することを目的とする。

（登録業者）

第2条 給食会は、第8条の手続により一般財団法人神戸市学校給食会会長（以下「会長」という。）が決定し登録業者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）から食材を調達する。

（調達食材）

第3条 原則として給食会が調達する食材は、第11条の手続により会長が登録を行った食材とする。

第2章 納入業者の登録等

（登録業者の募集）

第4条 会長は、時期を定め登録業者として登録を受けようとする者を神戸市公報及び神戸市の広報紙などに掲載して広く募集する。

- 2 前項の規定にかかわらず会長が緊急かつ必要と認めたときは、随時、納入希望業者を募集することができる。

（登録の有効期間）

第5条 登録業者の登録の有効期間は、3年間とする。

- 2 前条第2項の規定により随時登録した業者の場合にあつては、前項の登録の有効期間

の満了の日までとする。

(納入業者の登録申請)

第6条 登録業者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、神戸市学校給食用食材納入業者登録申請書（様式第1号）を給食会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業規模概況調書（様式第2号）
- (2) 納入申請食材仕入先一覧表（様式第3号）
- (3) 食材配送に関する調書（様式第4号）
- (4) 商業登記簿謄本、定款及び営業許可書の写し
- (5) 最近2年分の決算報告書又は決算書
- (6) 最近2年分の納税証明書
- (7) 営業規模概況調書の主要納入先の取引証明書
- (8) 所轄保健所の食品衛生監視票
- (9) 成年被後見人又は被保佐人並びに破産者でないことの申出書（個人営業の場合のみ）
- (10) その他参考となる書類

3 兵庫県が指定する給食用牛乳の納入業者及び公益財団法人兵庫県スポーツ協会が指定する主食の納入業者にあつては、前項の書類の提出を要しない。

4 継続して登録を受けようとする業者にあつては、第2項第4号及び第7号の書類の提出を要しない。

(登録要件)

第7条 学校給食用食材の納入業者として登録を受けることができる者は、食育基本法の趣旨を理解し学校教育を通じた食育及び地産地消を給食会及び神戸市との協働で推進することができる者であつて、かつ次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けた者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 給食会食材納入業者の登録取消を受けた者で2年を経過しない者でないこと。
- (3) 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- (4) 納税義務を履行していること。
- (5) 営業許可を必要とする者は、その許可を有する者であること。
- (6) 青果物業者にあつては、本市中央卸売市場仲卸業者であること。
- (7) 神戸市内に本店又は営業所を有すること。ただし、会長が別途定める食材を取り扱う業者であり、かつ、第9号の要件に該当する場合はこの限りでない。
- (8) 給食会の所要量を納品できる能力があること。
- (9) 指示する期日、時刻、場所に確実に配送ができ、数量不足、交換等で緊急を要する場合に概ね1時間以内に対応できる体制を整備していること。
- (10) 食品衛生法の許可営業では、食品衛生監視票の評点が80点以上であること。

- (11) 食品倉庫等、物資取扱に要する施設が整備され、堅実な営業を行っていること。
- (12) 役員が暴力団、暴力団員、暴力関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に係る者でないこと。
- (13) 暴力団等との取引関係がないこと。
- (14) 前各号に掲げる者のほか、法令（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号に規定する法令をいう。）、処分（同条第2号に規定する処分をいう。）若しくはこの要綱又はこれらに基づく指示に違反したこと等の理由により、安全で良質な食材を廉価にかつ安定的に納入できると会長が認められない者でないこと。

（登録業者の選定）

第8条 会長は、必要と認める場合は、登録申請者の店舗又は製造工場等必要な施設設備を調査することができる。

- 2 登録申請者が前項の調査を拒んだときは、当該登録申請者の申請を受け付けない。
- 3 一般財団法人神戸市学校給食会登録業者選定委員会設置運営に関する要綱（令和6年11月1日制定）で規定する一般財団法人神戸市学校給食会登録業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、第1項の調査結果を参考に第6条第1項の申請書及び第2項各号に掲げる添付書類を審査するものとする。
- 4 会長は、選定委員会の審査結果により登録の採否を決定する。
- 5 会長は、前項の採否を速やかに登録申請業者に通知するとともに、登録を決定した登録申請業者に対し神戸市学校給食食材納入業者登録決定通知書（様式第5号）を交付し、登録業者名簿に登載する。

（登録書類等の変更事項の届出等）

第9条 登録業者は、第6条第1項及び第2項の書類の内容に変更が生じたときは、速やかに神戸市学校給食用食材納入業者登録変更届（様式第6号）を給食会に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項に定める変更のうち納入申請食品群に追加がある場合は、選定委員会で審査を行い、その可否を決定する。
- 3 会長は、次に掲げる者から、登録業者の資格の承継をしたい旨の書面（事業の承継に係る証拠書類を添付したものに限る。）による申出があったときは、選定委員会の審査の上、当該承継を認めることができる。
 - (1) 相続により登録に係る事業を承継した者
 - (2) 個人である登録業者が設立した会社であって、登録に係る事業を譲り受け、かつ、当該個人が代表者に就任した者
 - (3) 登録業者である会社の登録に係る事業を事業譲渡、合併、会社分割その他の事由により承継した会社であって、その代表者が登録業者である会社の代表者であった者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

第3章 食材の登録等

(食材登録申請)

第10条 第3条に定める食材の登録を受けようとする登録業者は、次に掲げる書類を給食会に提出するものとする。ただし、会長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 神戸市学校給食用食品内容明細書（以下「食品内容明細書」という。）（様式第7号）
- (2) 登録申請食材の栄養分析表及び食品検査成績書
- (3) 当該食材の製造工場の食品衛生監視票

(食材登録)

第11条 会長は、登録業者から前条の書類の提出があったときは、必要に応じて当該登録業者の店舗及び当該食材の工場等を調査し、神戸市学校給食食品選定委員会開催要領（平成19年4月1日神戸市教育委員会制定）に規定する神戸市学校給食食品選定委員会（以下「食品選定委員会」という。）に食材の登録の採否を諮る。

- 2 会長は、食品選定委員会の食材選定の結果に基づき食材の登録を行い、速やかに当該登録業者に神戸市学校給食用食材登録決定通知書（様式第8号）を交付する。
- 3 登録食材は、「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び「神戸市学校給食用食品選定基準（平成24年神戸市教育委員会決定）」を満たしたものでなければならない。

(登録食材の内容変更)

第12条 登録食材の内容に変更のあった場合は、速やかに神戸市学校給食用食品内容明細書変更申出書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

- 2 前項の変更が重要な変更と認める場合は、給食会は前条の規定を準用し、当該食材の変更を認める。

(食材登録の取消)

第13条 会長は、登録食材が次の各号のいずれかに該当する場合は、食品選定委員会の決定により、当該食材の登録を取り消す。

- (1) 過去5年間にわたり学校給食用献立、特別給食又は学校特注に使用された実績がなく、今後も使用の見込みのないとき。
 - (2) 食品内容明細書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 登録業者から終売になるなどの事由で登録取消の旨の申し出があるとき。
 - (4) 学校給食にそぐわない事由が判明したとき。
 - (5) その他登録を存続させることが不適切であると認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により食材登録を取り消したときは、当該登録食材を取り扱う登録業者に対し神戸市学校給食用食材登録取消通知書（様式第10号）を交付しなければならない。

第4章 契約及び調達

(契約等)

第14条 会長は、納入業者の登録後速やかに取り扱う登録食材の種類及び規格、食材価格の決定方法、食材の供給及び代金の支払い等基本的な事項を定めた基本協定を登録業者と締結する。

2 パン、米飯、牛乳、生鮮野菜及び生肉を除き、登録業者から提出される食材の入札書又は見積書を給食会が採用することをもって、当該食材に係る基本的な売買契約が成立したものとする。

3 登録業者は、入札の落札又は見積書の提出により納入業者及び納入単価が決定した後は、辞退又は納入単価を変更してはならない。

(食材の購入)

第15条 食材の購入にあたっては、あらかじめ契約しようとする食材の仕様書を定め、原則として競争入札で決定する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、随意契約にすることができるものとする。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
- (2) 競争入札に必要な登録業者の数が確保できないとき。
- (3) 随意契約によらなければ良質な食材が確保しがたいとき。
- (4) 地元中小業者の育成の観点から地元業者を優先するとき。
- (5) 特定の取引価格によらなければ契約しがたいと認められる食材を購入するとき。
- (6) その他会長が競争入札に付すことが不適當又は不要と認めたとき。

(競争入札)

第16条 競争入札に参加しようとする登録業者は、給食会が指定した日時に入札書に入札食材に応じて次の各号の書類及びサンプル食品を添えて提出しなければならない。

- (1) 当該食材の神戸市学校給食用食品内容明細書
- (2) 給食会が指定する食品衛生検査成績書
- (3) 当該食材の製造工場の食品衛生監視票の写し
- (4) 当該食材の納入経路一覧表
- (5) 当該食材の流通製造工程表
- (6) 当該食材の残留農薬検査結果報告書

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する入札書が提出されたとき又は適正な入札を確保しがたいときは、当該入札書を無効とすることができる。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき。
- (3) 訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

- (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - (7) 一の入札に対して入札者から仕入れた食材の入札書を提出したとき。
 - (8) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は共同で入札をしたとき。
 - (9) 前項の書類に重大な不備があったとき。
 - (10) 前項第2号の食品衛生検査成績書において附表「食品衛生検査に関する規格基準」に定める規格基準を満たさないとき。
 - (11) 前項第6号の残留農薬検査結果報告書において厚生労働省が定める残留基準を超えたとき。
 - (12) 前項のサンプル食品について給食会が定める入札食材仕様書に適合しないとき。
- 3 会長は、入札の結果同額の場合は、当該入札書を提出した業者による抽選で落札業者を決定する。
 - 4 会長は、入札の執行に際しては、複数人の給食会の職員を立ち合わせなければならない。
 - 5 落札が決定したときは書面をもってその旨を落札者に通知、落札食材の発注に必要な書類を交付しなければならない。

(委任状)

第17条 登録業者は、入札書等の提出、契約の締結又は請求書を特定の代理人に委任する場合は、委任状(様式第11号)を給食会に提出するものとする。

(食材の発注)

第18条 会長は、落札登録業者又は見積書採用登録業者に対し学校等に納入する食材の種類、価格、規格及び数量並びに納入場所及び期日を発注書により指示する。

(使用印鑑の届出)

第19条 登録業者は、入札書等の提出、契約の締結又は代金の請求その他契約若しくは給食会に提出する書類(以下「各種書類」という。)に関し使用する印影を使用印鑑届(様式第12号)により会長に届け出なければならない。

- 2 前項の印鑑以外の印鑑による各種書類はこれを無効とする。

第5章 食材事故等の措置

(食材事故等への対応)

第20条 会長は、学校又は学校給食共同調理場若しくは給食調理等委託業者又は教育委員会から始末書等の措置に関する基準(別表1)及び納入停止等の措置に関する基準(別表2)の各項に掲げる食材等に関する事故等(以下「食材事故等」という。)に関する連絡を受けたときは、当該食材を取り扱う登録業者に対し、直ちに当該食材の交換又は不足数量の配送その他適切な事故処置に関する指示を行う。

- 2 食材事故等に伴う損害及び事故処理の費用は、当該登録業者の負担とする。

(食材事故等の措置)

第21条 会長は、別表第1左欄に掲げる食材事故等があったときは、状況に応じ同表右欄に掲げる措置として、顛末書（様式第13号）又は始末書（様式第14号）を徴し、口頭での注意又は書面での指導を行う。

2 異物の混入等不良品が発生した場合であって、食材の交換、補充等により給食運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の措置は行わないものとする。ただし、健康に被害を及ぼすおそれがある異物の混入があったときや不良の程度が著しいときは、この限りでない。

3 会長は、別表第2左欄に掲げる食材事故等があったときは、当該事象の区分に応じ同表右欄に掲げる措置を行うことができる。この場合において、会長は、当該登録業者に食材事故等に係る措置決定通知書（様式第15号）によりその旨を通知する。

4 前項に規定する場合のほか、会長は、登録業者が虚偽の申請若しくは報告を行ったとき又は第7条の要件を欠いていると認めるときは、当該登録を取り消し、又は当該登録の効力を停止することができる。

5 会長は、前2項の措置を行った場合は、教育委員会に食材事故等の概要及び措置について報告する。

（登録業者に対する調査）

第22条 会長は、前条の措置を行う場合その他必要と認める場合は、登録業者に対して書面により又は実地に調査することができる。この場合において、当該登録業者は、その調査を拒んではならない。

第6章 食材の衛生管理

（食材の衛生管理）

第23条 会長は、食材及びその製造加工について、必要に応じて登録業者に対して次に掲げる指導、調査又は監視を行う。

- (1) 所轄保健所による食品衛生監視票の交付を求めること。
- (2) 食材の製造工場、倉庫又は店舗棟の衛生管理状況を調査すること。
- (3) 従業員の検便結果の報告を求めること。
- (4) 衛生管理のための自主点検結果の報告を求めること。
- (5) 必要と認める納入品目については、その製造年月日等の報告を求めること。

（各種検査）

第24条 会長は、食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関等に委託し、定期的に食材の細菌検査又は理化学検査など各種検査を実施する。

2 前項の検査の実施については、関係行政機関の協力を求めて実施する。

第7章 雑則

（食品ロス対策の実施）

第25条 登録業者は、学校給食用食材をはじめとして、不用となった食材は、フードバンク、社会福祉施設、子ども食堂等への寄贈を行うなど、食品ロス対策の実施に努めるものとする。

(会計規則との関係)

第25条 この要綱に定めのない事項については、一般財団法人神戸市学校給食会会計規則(平成30年8月規則第3号)の規定に準じて行うものとする。

(施行細目)

第26条 この要綱を実施するにあたり必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会の登録業者は、平成31年3月31日まで給食会の登録業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係） 始末書等の措置に関する基準

- 1 交換、補填等により不良食材の回復がなされた場合は、この基準を適用しない。（要綱第21条第2項）
- 2 「顛末書」とは、その事案の経過を詳しく表した文書をいう。異物等が、納品食材に起因するかどうか不明の場合は「顛末書」を提出する。
- 3 「始末書」とは、今後同じ事案が発生しないように過失の事情及び改善対策等を明確に記載したうえ、陳謝の意を表した文書をいう。異物等が納品食材に起因することが明確な場合は、「始末書」を提出する。

食材等に関する事故等		措置
食材		
異物混入		
危険異物		
	健康被害のおそれが高い異物の混入	顛末書又は始末書を提出
非危険異物		
	健康被害のおそれが低い異物の混入	配膳又は喫食中に発見された異物について顛末書（食材由来不明）又は始末書（食材由来明確）を提出
原料由来の異物		
	骨片、鱗、獣毛等原料由来の異物（調理加工品の場合は、非危険異物に該当）	配膳又は喫食中に発見された異物について顛末書（食材由来不明）又は始末書（食材由来明確）を提出
品質の劣化		
	変質や変色があることが判明したとき	加工品（冷凍品を含む）において、変質や変色が著しいときは、始末書を提出
容器包装の不良		
	容器包装の破れ又は汚れがあったとき	著しい場合は始末書を提出。ただし交換した場合は提出不要
	消費期限又は賞味期限の誤表示又は無表示の食材が納入されたとき	始末書を提出。表示が確認できれば、提出不要
	製造者氏名又は所在地の誤表示又は無表示	始末書を提出。表示が確認できれば、提出不要
食品内容明細書の不備、仕様書・規格基準違反		
食品内容明細書の不備		
	重要な記載事項（特定原材料等）に関し誤った表示が判明したとき	始末書を提出 ただし、当該食材が未使用の場合は食品内容明細書を再提出により始末書不要
	表示されていない食品添加物が食品検査等により添加されていることが判明したとき	始末書を提出 ただし、当該食材が未使用の場合は食品内容明細書を再提出により始末書不要
仕様書違反		
	カット不良、腐れ等仕様書に適合しない食材が納入されたとき	状況に応じ、始末書を提出
規格基準違反		
	給食会が実施する食品検査において食品衛生法等食品関連法令に定める規格基準を満たさないとき	始末書を提出
配送		
	正当な理由なく指定日又は指定時間外に納品し、給食実施に著しく支障をきたしたとき	始末書を提出
	正当な理由なく学校等の検収担当者の検収を受けずに納品したとき	始末書を提出
	納入すべき数量とは少ない数量で納品したとき	始末書を提出
	搬出入時に学校等の施設又は設備に損害を与えたとき	被害状況に応じ、始末書を提出
その他		
	学校等で食材の売り込み等販売行為を行ったとき	始末書を提出
	給食会又は学校等の給食関係教職員の指示に正当な理由なく従わなかったとき	始末書を提出

* 「学校等」とは、学校給食実施校及び学校給食共同調理場等給食調理施設をいう。

別表第2（第20条関係） 納入停止等の措置に関する基準

食材等に関する事故等	措置
関係法違反	
細菌・理化学又は放射性物質検査で食品衛生法等食品関連法令の規格基準を満たさない結果が出たとき	同年度内に再び検出した場合は、状況に応じ、次回以降の当該食材納入を一時停止（※） ただし、残留農薬検査または放射性物質検査において国が定める基準を満たさないときは、判明した日から当該食材の使用を中止
食材の製造、運搬等において労働基準法、道路交通法等関連法規違反により重大な事故の発生が判明したとき	判明した日から業者登録停止又は当該食材の納入停止。停止期間は事故の状況、規模による
食材の製造等において食品衛生法等食品関連法令上の重大な違反の事実が判明したとき	判明した日から業者登録の停止又は取消。停止期間は事故の状況、規模による
始末書多重	
危険異物の混入について始末書を同一食材で同年度3回以上提出したとき	当該食材登録の停止
その他同一事案での始末書の提出が続いたとき	状況に応じ、当該食材登録又は食材納入の一時停止
健康被害	
食材を起因とした食中毒事案が発生したとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
食品内容明細書に記載のない又は誤表示による特定原材料を起因とした健康被害が発生したとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
児童生徒等に異物混入を起因とした健康被害があったとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
施設又は人体損害	
過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設の施設設備に著しい損害を与えたとき	判明した日から業者登録停止。停止期間は、損害の状況による
過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設内で、児童生徒等の人体に重大な損傷を与えたとき	判明した日から業者登録停止。停止期間は、損傷の状況による
不正・不実な行為	
神戸市の指名停止処分をうけたとき	判明した日から指名停止解除になるまで業者登録停止
役員その他相当の責任の地位にある者が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき	状況に応じ、知った日から3月以内の業者登録停止
要綱第6条に定める登録申請内容その他給食会の提出書類に虚偽の記載があったとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は虚偽の内容による
要綱第14条第3項の規定（納入業者決定後の辞退、納入単価の変更の禁止）に違反したとき	状況に応じ、発生した日から業者登録又は当該食材納入の停止

※非加熱食材については、別途取り扱いを定める。

附表 食品衛生検査に関する規格基準

1 食品衛生法等食品関係法令に定める規格基準※

食材名	規格基準
食肉製品（加熱後包装）	大腸菌（陰性）、黄色ブドウ球菌（1,000/g以下）、サルモネラ属菌（陰性）
魚肉ねり製品	大腸菌群（陰性）
無加熱摂取冷凍食品	細菌数（10万/g以下）、大腸菌群（陰性）
加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱済）	細菌数（10万/g以下）、大腸菌群（陰性）
加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）	細菌数（300万/g以下）、大腸菌（陰性）
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物（陰性）
牛乳	細菌数（5万/ml以下）、大腸菌群（陰性）、
クリーム	細菌数（10万/g以下）、大腸菌群（陰性）
プロセスチーズ	大腸菌群（陰性）
アイスクリーム	細菌数（10万/g以下）、大腸菌群（陰性）

※残留農薬及び放射性物質にかかる基準は、別途国が定める基準による。

2 神戸市食品衛生監視指導計画等を参考に定める基準

食材名	検査項目
冷凍牛肉	一般生菌数（100万/g以下（ 1×10^6 以下））、大腸菌（陰性）
冷凍豚肉	一般生菌数（100万/g以下（ 1×10^6 以下））、大腸菌（陰性）
冷凍鶏肉	一般生菌数（100万/g以下（ 1×10^6 以下））、大腸菌（陰性）、サルモネラ属菌（陰性）、カンピロバクター（陰性）
冷凍魚介類	一般生菌数（100万/g以下（ 1×10^6 以下））、腸炎ビブリオ（陰性）※1、ヒスタミン（10mg/100g以下）※2
豆腐	細菌数（10万/g以下）、大腸菌群（陰性）、黄色ブドウ球菌（陰性）
油揚げ類	細菌数（10万/g以下）、酸価（3.0以下）、過酸化値（30.0以下）
米飯	細菌数（10万/g以下）
パン	細菌数（10万/g以下）

※1わかさぎ（川魚）は除く

※2赤身魚のみ

様式第1号（第6条関係）

※コード(記入不要)

継続 ・ 新規

--	--	--	--	--

年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

神戸市学校給食用食材納入業者登録申請書

神戸市学校給食用食材納入事業者として登録を希望するため、登録要件等を了解のうえ関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者
所在地.....
電話.....
社名.....
代表者氏名.....⑩

連絡先	支店・営業所・出張所等で右欄担当者の勤務先であること	営業担当者	所属	
	名称			
	所在地			
	代表者職氏名			
	電話番号			

法人設立	営業開始	払込資本金
明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	万円

納入申請食品群					
印	食品群	食品 (例示)	印	食品群	食品 (例示)
	01. 穀類	押し麦、うどん、中華麺、もち		11. 肉類	肉 (牛・豚・鶏・猪)、ベーコン、ハム
	02. いも及びでんぷん類	こんにゃく、いも、片栗粉、はるさめ		12. 卵類	液卵、ウズラ卵
	03. 砂糖及び甘味料	砂糖、はちみつ		13. 乳類	牛乳、生クリーム、ヨーグルト、チーズ
	04. 豆類	豆類、豆腐、油揚げ、納豆、ゆば		14. 油脂類	オリーブ油、ごま油、なたね、バター
	05. 種実類	栗甘露煮、ごま		15. 菓子類	だんご、プリン、ゼリー、シャーベット
	06. 野菜類	野菜類、トマト缶詰、れんこん		16. し好飲料類	ワイン、料理酒、みりん
	07. 果実類	果物、ジュース、果物缶詰		17. 調味料及び香辛類	しょうゆ、ブイヨン、味噌、カレー粉
	08. きのこと	きのこ、きのこ缶詰		18. 調理加工食品類	カレー、コロッケ、フライ、つくね
	09. 藻類	こんぶ、ひじき、もずく、わかめ		19. 主食及び牛乳添加物	のり、ふりかけ、つくだ煮、ジャム、ミルメーク、チーズ、バター
	10. 魚介類	魚、いか、えび、かまぼこ、ちくわ	*19は、主食・牛乳に添加する食品 (同じバターでも14は調理用)		

*納入申請する食品群に○印をつけること。

添付書類

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 営業規模概況調書 (様式第2号) 2 納入申請食材仕入先一覧表 (様式第3号) 3 食材配送に関する調書 (様式第4号) 4 商業登記簿謄本、定款及び営業許可書の写し 5 最近2年分の決算報告書又は決算書 6 最近2年分の納税証明書 | <ol style="list-style-type: none"> 7 営業規模概況調書の主要納入先の取引証明書 8 所轄保健所の食品衛生監視票 9 成年被後見人又は被保佐人並びに破産者でないことの申出書 (個人営業の場合のみ) 10 その他参考となる書類 |
|---|---|

営業規模概況調書

業者名					
主要販売品目 (取扱食材)				前年度総売上高 万円	
主要納入先 (学校給食)		前年度納入額 万円	主要納入先(学校給食以外)		前年度納入額 万円
土地、建物 (生産・営業に係るもの)					
本店			支店 (申請書記載連絡先)		
土地	総面積	m ²	土地	総面積	m ²
事務所・店舗	棟室	m ²	事務所・店舗	棟室	m ²
工場	棟室	m ²	工場	棟室	m ²
倉庫	棟室	m ²	倉庫	棟室	m ²
冷凍庫		m ²	冷凍庫		m ²
冷蔵庫		m ²	冷蔵庫		m ²
従業員数 (うち連絡先の支店)		事務・販売 (人)	製造・加工 (人)	輸送 (人)	その他 (人)
健康管理		検便 年 回	健康診断 年 回		
衛生管理自主点検		点検 年 回			
その他特記事項					

食材配送に関する調書

1 食材運搬車両について

(1) 自社保有の食材運搬車両の台数（本市学校給食に使用可能な台数に限る。）

車種	普通車	冷凍車	保冷車	二室（二温度帯）式冷凍車	その他（車種）
台数	() 台	() 台	() 台	() 台	() 台
	() 台	() 台	() 台	() 台	() 台
	() 台	() 台	() 台	() 台	() 台
	() 台	() 台	() 台	() 台	() 台

（注）軽自動車の場合は、（軽）と記載。

(2) 配送を委託している場合（本市学校給食に限る。）

①委託先（委託先の食材運搬車両の台数について、上記1(1)と同一内容を別紙にて報告して下さい。）

②委託内容

2 配送した給食用食材について、不足数量の補充、不良品の交換等、緊急の連絡があった際の緊急出動態勢

(1) 緊急の連絡があった場合、どのような対応ができるか。

(2) 緊急時に対応可能な 運転免許所有者数 名
 車両 台

登録申請者

様

一般財団法人神戸市学校給食会
会長

神戸市学校給食用食材納入業者登録決定通知書

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱第8条第5項の規定により、下記の者を神戸市学校給食用食材納入業者として登録したことを通知します。

記

1 登録番号及び登録業者名

登録番号	登録業者名

2 取扱食品群

01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

*食品群

01. 穀類	11. 肉類
02. いも及びでんぷん類	12. 卵類
03. 砂糖及び甘味料	13. 乳類
04. 豆類	14. 油脂類
05. 種実類	15. 菓子類
06. 野菜類	16. し好飲料類
07. 果実類	17. 調味料及び香辛類
08. きのこと	18. 調理加工食品類
09. 藻類	19. 主食及び牛乳添加物
10. 魚介類	

3 登録有効期間

年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

所在地 _____

電話 _____

登録業者名 _____

代表者名 _____ 印

神戸市学校給食用食材納入業者登録変更届

神戸市学校給食用食材納入業者の登録の内容について、下記のとおり変更がありましたので、必要な書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

変更事項	旧	新	変更年月日

2 添付書類

別紙のとおり

様式第7号 (第10条関係)

(Ver. 8-1)

神戸市学校給食用 食品内容明細書 (1)		変更前	変更後						
食品コード	登録食品名	商品名							
規格	人数	内容量	正味重量又は固計量						
納品単位	内装包材	外装包材	正体箱の寸法 (縦×横×高) × × cm						
保存方法及び期限表示	保存温度帯	保存温度	JAS法規対象の有無						
	賞味期限 (製造後)	日 保管温度		有 (等級)					
	消費期限	日 製造日付の有無	無						
納入業者	住所	業者コード							
	会社名 (印)	代表者名	印						
販売元	住所	住所							
	名称 (印)	製造工場	名称 (印)						
食品内容	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの原因となるような食品 (特定原材料) について詳しく記入。 遺伝子組換え対象作物を使用している場合は、原材料の重量に占める割合の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものについては、必ず分別・不分別を記入。 食品添加物については、添加物名・使用量・使用目的を必ず記入。 		<p>栄養成分 (100gあたり)</p> <p>計算値又は分析値 (自社・公的機関) の該当するものをつける。</p> <p>計算値(2020年版(8訂))</p> <p>分析値 自社 公的機関</p>						
2015成分表食品番号	商品に表示している原材料名	原材料名 (食品添加物)	特定原材料名 (アレルギー源)	配合割合 %	GMO 分別 不分別	原料の産地 (上位3位以内を記入。ただし4位以下は、3位の枠の続きに記入のこと)	メーカー名	<p>*は必須入力項目</p> <p>*エネルギー kcal</p> <p>k J</p> <p>*水分 g</p> <p>*たんぱく質 g</p> <p>*脂質 g</p> <p>*炭水化物 g</p> <p>*灰分 g</p> <p>無機質</p> <p>*ナトリウム mg</p> <p>*カリウム mg</p> <p>*カルシウム mg</p> <p>*マグネシウム mg</p> <p>*リン mg</p> <p>*鉄 mg</p> <p>*亜鉛 mg</p> <p>銅 mg</p> <p>マンガン mg</p> <p>ヨウ素 µg</p> <p>セレン µg</p> <p>クロム µg</p> <p>モリブデン µg</p> <p>A</p> <p>*レチノール µg</p> <p>*β-カロテン当量 µg</p> <p>*レチノール活性当量 µg</p> <p>D</p> <p>E(α-トコフェロール) µg</p> <p>K</p> <p>ビタミン</p> <p>*B₁ mg</p> <p>*B₂ mg</p> <p>ナイアシン mg</p> <p>B₆ mg</p> <p>B₁₂ µg</p> <p>葉酸 µg</p> <p>パントテン酸 mg</p> <p>ビオチン µg</p> <p>*C mg</p> <p>脂質</p> <p>飽和 g</p> <p>一価不飽和 g</p> <p>多価不飽和 g</p> <p>コレステロール mg</p> <p>食物繊維</p> <p>*水溶性 g</p> <p>*不溶性 g</p> <p>*総量 g</p>	
合計								0.00	*食塩相当量 g
特定原材料名 (太字は7大アレルギー)	<p>①上記原材料で特定原材料を使用している場合は、●をつけること。</p> <p>②同一製造ライン上で特定原材料を使用した別製品を製造している場合は、▲を付けること。</p> <p>③下表は、食物アレルギー症状を持つ保護者の極めて重要な情報であるため、正確を期すこと。</p>							<p>【記入上の注意点】</p> <p>●は「まる 変換キー」、▲は「さんかく 変換キー」</p> <p>図形等は絶対に使用しないこと。</p>	
卵	乳	小麦	そば	落花生	えび				
かに	あわび	いか	いくら	オレンジ	カシューナッツ				
キウイフルーツ	牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば				
ゼラチン	大豆	鶏肉	バナナ	豚肉	まつたけ				
もも	やまいも	りんご	アーモンド	マカダミアナッツ					

神戸市学校給食用 食品内容明細書（2）

登録食品名				食品コード				写真				
商品名				業者コード								
販売者名				PL法に係わる 保険加入の有無 (該当に●)	有		無					
販売者所在地	郵便番号		TEL									
	住所											
製造工場名				PL法に係わる 保険加入の有無 (該当に●)	有		無		製造工場の衛生状態	監視年月日		
製造工場所在地	郵便番号		TEL							監視点		
	住所							所轄保健所				
HACCP認定 (該当に●)	有		無		認定年月日		年	月	日			
ISO等品質管理資格がある場合は、有に●をし、具体的にその種類を記入	有											
	無											
調理方法 (加工品) ●印を記入	揚げ	焼き	煮込み	茹で	蒸し	炒め	自然解凍	その他				
<p>【製造工程】 温度・時間等諸条件及び自社の管理基準等を詳しく記入して下さい。なお、別紙添付も可能です。</p>												
異物混入防止装置を設置している場合は、有に●印を記入し、精度を記入	金属探知器	有		無		精度			設置場所			
	X線検出器	有		無		精度			設置場所			

【添付書類】

- ①当該食材の製造工場の食品衛生監視票の写し（監視日が1年以内）
- ②上記の製造工程記入なき場合は、別途製造工程（温度・時間等諸条件及び自社の管理基準等を詳しく記入）

神学給第 号
年 月 日

様

一般財団法人神戸市学校給食会
会長

神戸市学校給食用食材登録決定通知書

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱第11条第2項の規定により下記の食材の登録を決定したので通知します。

記

1 登録食材名

商品名	食品コード	登録食材名

2 食品内容明細書の提出

- (1) 食品内容明細書に登録食材名と食品コードを記入し、社名を押印のうえ速やかに給食会まで提出のこと。
併せて同書類のデータをEメールで提出のこと。
- (2) 同書類の提出がない場合は、登録を取り消すことがあります。

神学給第 号
年 月 日

神戸市学校給食用食材登録取消通知書

様

一般財団法人神戸市学校給食会
会長

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱第13条第2項により、下記食品の登録を取り消しましたので通知します。

1 食品名及び登録取消の理由

登録No.	食品名	登録取消の理由

2 取消年月日

年 月 日

年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

1 事項

- (1) 神戸市学校給食用食材の見積り及び入札に関する一切の件
- (2) 神戸市学校給食用食材の契約及び納入に関する一切の件
- (3) 神戸市学校給食用食材の代金の請求及び受領書に関する一切の件
- (4) その他これらに付随する一切の件

2 期間

年 月 日～ 年 月 日

3 委任者

住所

氏名又は名称

代表者

印

4 受任者

住所

氏名又は名称

代表者

印

(注) この委任状は、期間中の入札、見積り、契約の締結又は請求を特定の代理人に委任する場合のみ提出のこと。

年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

住所 _____
名称 _____
代表者職氏名 _____
(受任者職氏名) _____



使用印鑑届

下記により入札、見積り、契約の締結、食材代金の請求及び受領その他契約又は届出等の書類に関し使用する印鑑を届け出ます。

記

使用 印 鑑	
--------------	--

【留意事項】

- 1 本印鑑以外の印鑑を使用した入札書、見積り、契約等は無効です。
- 2 本印鑑を変更する場合は、速やかに再提出してください。

No. _____

顛末書

提出年月日

_____年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

住所

会社名

代表者

印

1. 品 名

2. 賞味期限

年 月 日

3. 事故発生場所

神戸市立 学校

神戸市立（ ）学校給食共同調理場

中学校給食調理場（ ）

その他（ ）

4. 事故発生年月日

年 月 日

5. 事故の内容及び事故発生後の処理（別紙で詳しく）

（事故内容の確認・該当校への対応・製造業者、関連業者への連絡・原因究明・
今後の対策等）

始末書

提出年月日

_____年 月 日

一般財団法人神戸市学校給食会 会長 宛

住所

会社名

代表者

印

1 品名

2 賞味期限

年 月 日

3 事故発生場所

神戸市立 学校

神戸市立（ ）学校給食共同調理場

中学校給食調理場（ ）

その他（ ）

4 事故発生年月日

年 月 日

5 事故の内容及び事故発生後の処理（別紙で詳しく）

（事故内容の原因究明と今後の対策・製造業者、関連業者への指導と対策

該当校への対応と謝罪等）

様

一般財団法人 神戸市学校給食会
会長

食材事故等に係る措置決定通知書

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱（以下「要綱」という。）第21条第3項の規定により、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 措置理由

該当	理由
	細菌・理化学又は放射性物質検査で食品衛生法等食品関係法令の規格基準を満たさない結果が出た
	食材の製造、運搬等において労働基準法、道路交通法等関連法規違反による重大な事故の発生が判明した
	食材の製造等において食品衛生法等食品関係法令上の重大な違反が判明した
	危険異物の混入について始末書を同一食材で同年度3回以上提出した
	同一事案での始末書の提出が続いた
	食材を起因とした食中毒事案が発生した
	食品内容明細書に記載のない又は誤表示による特定原材料を起因とした健康被害が発生した
	児童生徒等に異物混入を起因とした健康被害が発生した
	過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設の施設設備に重大な損害を与えた
	過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設内で児童生徒等の人体に重大な損害を与えた
	神戸市の指名停止処分を受けた
	役員その他相当の責任のある者が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された
	要綱第6条に定める登録申請内容その他給食会への提出書類に虚偽の記載があった
	要綱第14条第3項の規定（納入業者決定後の辞退、納入単価の変更の禁止）に違反した

2 措置の内容

該当	措置	内容（期間、食材名等）
	業者登録の取消	
	業者登録の停止	
	食材登録の停止	
	食材納入の停止	